

作成日：平成 24 年 12 月 18 日

日本色素販売株式会社

## 製品安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名 : NSH スポッター73  
会社名 : 日本色素販売株式会社  
住所 : 東京都中央区日本橋堀留町 1-2-1  
担当部署 : 東京本社  
電話番号 : 03-3663-6971  
FAX 番号 : 03-3663-7049

### 2. 危険有害性の要約

人の健康性に対する有害性 : 蒸気は麻酔作用があり、肝臓及び腎臓の障害を起こす。液体と接触すると、眼は刺激され、継続して作用を受けると、皮膚も刺激される。短時間に大量の蒸気を吸入すると急性毒性を起こす。その結果として中枢神経系の一時的な障害がおこる。火災の場合には、有毒な塩化水素系が発生する。  
吸入や皮膚から体内に吸収され、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。  
労働省労働基準局長通達による変異原性が認められた既存化学物質。  
労働省労働基準局長通達による哺乳動物に対する発がん性が明らかになった化学物質。

環境への影響 : 水生動物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。

物理的及び化学的危険性 : 通常の状態では燃焼しない。しかし、酸素濃度が空気より大きくなると常温でも燃焼することがある。

### GHS 分類

急性毒性(経口) : 区分 4  
皮膚腐食性、刺激性 : 区分 1A  
眼に対する重篤な損傷、眼刺激性 : 区分 2A  
発がん性 : 区分 1B  
生殖毒性 : 区分 2

特定標的臓器、全身毒性(単回暴露)

: 区分1(神経系、呼吸器、肝臓)

: 区分2(気管支)

: 区分3(麻酔作用)

特定標的臓器、全身毒性(反復暴露)

: 区分1(神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)

吸引呼吸器有害性

: 区分2

環境に対する有害性

水性環境急性有害性 : 区分1

水性環境慢性有害性 : 区分1

※上記で記載がない危険有害性は分類対象外、または分類できない

ラベル要素



絵表示

:

注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 重篤な皮膚の薬傷、眼の損傷

強い眼刺激

発がんの恐れ

生殖能または胎児への悪影響の恐れ

神経系、呼吸器、肝臓の障害

眠気またはめまいの恐れ

長期または反復暴露による神経系、肝臓、呼吸器、腎臓の障害

飲み込み、気道に侵入すると有害の恐れ

水生生物に非常に強い毒性

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

: <安全対策>

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと、使用前に取扱説明書入手すること。

この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。

個人用保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。  
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱後は、よく手を洗うこと、環境への放出を避けること。

#### <救急処置>

吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

暴露またはその懸念がある場合には、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合、直ちに医師の診断・手当てを受けること。

口をすすぐこと。

眼の刺激が持続する場合には医師の診断手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。

#### <保管>

容器を密閉して換気の良い所で施錠して保管すること。

#### <廃棄>

内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別	: 混合物
化学名	: 開示しない
成分及び含有量	: テトラクロルエチレン、ジクロルメタン、メチルアルコール、プロピレンオキサイド等
危険有害成分	: テトラクロルエチレン、ジクロルメタン、メチルアルコール

### 4. 応急措置

吸入時	: 直ちに空気の新鮮な場所に移し、頭を低くして横向きに
-----	-----------------------------

- 寝かせ暖かく安静にする。  
意識を失っている場合には、口中の異物を取り除き、舌が咽喉に塞がらないようにする。  
呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。  
直ちに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 触れた部分を水で流しながら十分に洗う。  
汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨て、それらを遠ざける。
- 眼に入った場合 : 直ちに大量の水で、少なくとも 15 分間洗浄する。まぶたの裏まで完全に洗う。  
出来るだけ早く、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせてはならない。  
嘔吐する場合には、少なくとも頭部を横に向ける。  
意識障害がある場合、待機や搬送は側臥位で行う。  
直ちに医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

- 消化剤 : 炭酸ガス、粉末消火器
- 特定の消火方法 : 初期の火災には、炭酸ガス、粉末消火器を用いる。  
安全な距離から散水冷却して周囲の設備を保護する。  
燃焼の際に有害なガス(ホスゲン、塩化水素、一酸化炭素、塩素ガス等)が発生する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業従事者は全面陽圧の自給式呼吸保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 水で洗い流す場合には、濃厚な廃液が下水道、河川等に排出されないように注意する。
- 回収、中和 : 少量の場合、拭き取り、または吸着剤で取り除いて破棄する。または、中性洗剤等の分散剤を撒いて水で洗い流す。  
多量の場合、土砂等で流れを止め、安全な場所に導き、空容器に出来るだけ回収し、その後多量の水で洗い流す。

す。

本品が付着したもの及び本品を破棄する際は、特別管理産業廃棄物として、適切に処分する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 技術的対策

: 労働安全衛生法の関連法規に準拠して作業する。  
作業場は十分に排気を行い、排気ガスは活性炭処理などで、出来るだけ除去する。  
漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。

### 注意事項

: 特になし。

### 安全取扱い注意事項

: 蒸気は裸火や赤熱物体などの高温にさらされると、分解して塩素、塩化水素、一酸化炭素、ホスゲン等の非常に有毒なガスを発生するので、この様な高温物体に蒸気が触れるのを避ける。

### 適切な保管条件

: ドラム、石油缶などの容器で貯蔵する場合は、雨水、直射日光を遮ることのできる風通しの良い冷所に置くことが好ましい。  
貯蔵場所が屋内の場合には、適切な排気装置を設け、管理濃度以下に保つ。  
床面等は、万一漏洩があっても公共用水域、下水への流出及び地下への浸透を起こらないようにする。

### 安全な容器包装材料

: ブリキ製、鋼製

## 8. 曝露防止及び保護措置

### 設備対策

: 屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にする。

成分に含まれるテトラクロルエチレンの蒸気は、空気の約 5.7 倍と重いため、低い所に滞留しやすいから、排気装置は床面に近い所に設置する。

作業場所に緊急時のシャワー及び洗眼の装置を取り付け、その位置を明瞭に表示する。

貯蔵及び取扱いの床面は、地下浸透防止が出来る材質とする。床面等にひび割れの無いように管理する。

### 呼吸保護具

: 有機ガス用防毒マスクを着用する。

	濃度が高い場合は、送気マスク、空気呼吸器を着用する。
手の保護	: 耐油性保護手袋を着用する。
眼の保護	: 安全眼鏡またはゴーグルを着用する。
身体の保護	: 保護衣を着用する。 成分中に含まれるテトラクロルエチレンはゴムを侵すので定期点検時注意する。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観等	: 揮発性液体、無色透明
臭い	: 甘い芳香臭
融点・凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: なし
爆発特性	: 爆発限界 下限 10.8 vol%、上限 66.0 vol%
比重(相対密度)	: 約 1.5g/cm <sup>3</sup>
溶解度	: データなし

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常取扱条件において安定。
反応性	: 高酸素濃度気体組成の場合、又は高エネルギー着火源のある場合には、引火・爆発し、分解により有害ガスを発生する。 180°Cで水と長時間加熱すると、ギ酸、塩化メチル、メタノール、塩酸、一酸化炭素等を生成する。
危険有害な分解生成物	: データなし

## 11. 有害性情報

急性毒性	: 短時間に多量の蒸気を吸入すると急性中毒を起こす。その初期症状としては眼、鼻、のどに刺激を感じ、ついで頭痛、めまい、こん迷、悪心、嘔吐が起こり、意識を失って倒れることもある。
急性毒性 LD50(経口)	: rat: 2,100mg/kg
LC50(吸入)	: rat: 53mg/L(6hr)
皮膚腐食性・刺激性	: 液が皮膚に接触しても軽度の刺激のみであるが、繰り返し又は長期間皮膚に接触すると皮膚脂肪が除去され

	るので、皮膚炎を起こすことがある。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: 流涙、しゃく熱痛を伴い、眼の炎症を起こす。
生殖細胞変異原性	: 変異原性が認められた物質(平成9年12月24日、基発第770号の2 労働省労働基準局長通達)
発がん性	: 日本産業衛生学会:2B、IARC:2A、ACGIH:A3、NTP:R、EU:3 哺乳動物(rat, mouse)を用いた長期毒性試験(吸入投与)の結果から、脾臓及び肝臓に悪性の腫瘍を発生させる。人に対するがん原性については現在確定していないが長期間暴露された場合労働者が健康障害を生じる可能性を否定できず、労働者の健康障害の防止に格別の配慮が求められる。(H7.9.2 基発第569号 労働省労働基準局長通達) げっ歯類を用いた長期吸入試験により皮下組織、乳腺、腹膜、肺及び肝臓に悪性の腫瘍を発生させる。人に対するがん原性は現在確定していないが、労働者がこれに長期間暴露された場合、がん等の重度の健康障害を生ずる可能性を否定できず、労働者の健康障害の防止に特別の配慮が必要である。(H14.1.21 基発第0121001号 厚生労働省労働基準局長通達)
生殖毒性	: マウス及びラット胎児の発声への影響があるとの報告あり。
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	: 悪心、頭痛、めまい、不快感、極度の疲労感、身体衰弱、眠気、発汗、血圧低下、筋弛緩、視覚障害、浅呼吸など中枢神経系の障害(麻酔作用)による影響、肺水腫がみられ、標的臓器は神経系、肺であり、麻酔作用を持つと考えられる。
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	: 自律神経障害(ふらつき、悪心、手足のしびれ等)、便秘、下痢、歩行及び会話障害、発熱発作、肝障害、肝硬変、肺水腫、呼吸困難がみられ、標的臓器は神経系、肝臓、肺と考えられる。
吸引呼吸器有害性	: 液体を飲み込むと誤嚥により化学性肺炎を起こす危険性がある。
その他	: 飲み込んだ場合に、初期症状として悪心、嘔吐、血便を

伴う

高濃度蒸気への暴露は中枢神経系に影響し、初期段階では軽いめまい、吐き気、嘔吐及び頭痛を起こす。繰り返し暴露すると、意識を消失し肝臓や腎臓に悪影響を及ぼすことがある。

## 12. 環境影響情報

環境影響・生態毒性

魚毒性

: ヒメダカ LC50(48h) 32mg/l

その他

: 水生生物に非常に強い毒性

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。

残留性／分解性

: 難分解性(BOD 5～26%)

生態蓄積性

: 低濃縮性(コイ) 濃縮倍率 77.1 倍以下/6 週

## 13. 廃棄上の注意

廃棄上の注意

: 取扱及び保管上の注意の項による他、水質汚濁防止法の有害物質及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特別管理産業廃棄物であるため、これらの関連法令に定められた事項による。

処理等を外部業者に委託する場合には、都道府県知事等の許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業者に特別管理産業廃棄物管理票を交付して委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。

残余廃棄物

: 焼却する場合: 焼却すると塩化水素を発生するので、十分な可燃性溶剤、重油等の燃料とともにアフターバーナー、スクラバー等を具備した焼却炉でできるだけ高温で焼却し、排ガスは中和処理を行う。

少量の場合: 本品を拭き取ったぼろ布や少量の液と言えども、そのまま埋め立て、投棄してはいけない。必ず専用の密閉できる容器に一時保管して特別管理産業廃棄物として処理・処分する。

大量の場合: 特別管理産業廃棄物の処理等に当たっては、焼却を行うなど環境汚染とならない方法で処理・処分する。

汚染容器・包装の廃棄方法

: 空容器は、そのまま再利用しない。塩化メチレンがなくなるまで洗浄し、洗浄液は無害化処理をする。

#### 14. 輸送上の注意

- 国連分類 : Class 6.1
- 国連番号 : UN 1897
- 容器等級 : PGⅢ
- 輸送の特定の安全対策及び条件 : 取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。  
堅牢で容易に変形、破損しない容器に入れ、密栓して輸送する。  
運搬に際しては、容器から漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従う。  
船舶安全法に定めるところに従う。  
航空法に定めるところに従う。

#### 15. 適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、P R T R 法)

- : 第 1 種指定化学物質 186 号:ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
- : 第 1 種指定化学物質 262 号:テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)

毒物及び劇物取締法 : 該当しない

労働安全衛生法

- : 第 57 条の 2(文書等の交付) テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
- : 第 57 条の 2(文書等の交付) 1,2-酸化ブチレン
- : 第 57 条の 2(文書等の交付) ジクロロメタン
- : 第 57 条の 2(文書等の交付) メタノール
- : 第 57 条の 2(文書等の交付) 酸化プロピレン

平成 9 年 12 月 24 日 基発第 770 号の 2 労働省労働基準局長通達

変異原性が認められた化学物質の取扱について(塩化メチレン)

平成 5 年 5 月 17 日 基発第 312 号の 3 の別添 1 労働省労働基準局長通達

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針(塩化メチレン、酸化プロピレン)

平成 14 年 1 月 21 日 公示第 12 号

ジクロロメタンによる健康障害を防止するための指針

有機溶剤中毒予防規則 第 1 条第 1 項第 4 号(第 2 種有機溶剤)

特定化学物質障害予防規則（酸化プロピレン）

テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)による健康障害を防止するための指針

海洋汚染及び海上災害の防止に関する規則(海防法)

労働基準法： 有機溶剤中毒予防規則

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

： 第2種特定化学物質(テトラクロロエチレン)

： 優先評価化学物質(ジクロロメタン)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境基本法

水道法

水質汚濁防止法

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

下水道法

大気汚染防止法 指定物質

事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

港則法

船舶安全法 危告示 別表第4 毒物類

航空法

特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル条約国内法)

外国為替及び外国貿易管理法、輸出貿易管理令、別表第1の16項に掲げる貨物に該当するので、輸出の際に許可申請要件(客観要件、インフォーム要件)に該当する場合は輸出許可が必要である。

## 16. その他情報

### 記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。

なお、記載のデータや評価に関してはいかなる保証もなすものではありません。また、記載事項は通常取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。製品の譲渡時にはMSDSを添付して下さい。